

○茨城県立医療大学シミュレーション教育企画運営部会規程

平成24年 5月 9日 学務委員会
改正 平成25年 5月22日
改正 平成25年12月18日
改正 平成26年 2月26日
改正 平成30年 7月 3日

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学教育・学修センター設置要項第6の規定に基づき、茨城県立医療大学シミュレーション教育企画運営部会（以下「部会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 部会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1)各学科（看護学科においては助産学専攻科を含む。）及び各センターから推薦された教員各1名
- (2)教務課長
- (3)その他学長が必要と認めた者

2 前項第1号及び第3号の部会員は、学長が任命する。

(審議事項)

第3条 部会は、次の各号にかかる事項を審議し学長に報告する。

- (1)あいらぼで行うスキル教育及びシミュレーション教育の企画及び運用に関すること。
- (2)あいらぼの活用方法に関すること。
- (3)あいらぼの管理方法に関すること。
- (4)その他学長が命じる教育に関すること。

(任期)

第4条 第2条第1項第1号及び第3号の部会員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに部会員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 部会には、部会長を置く。部会長は、学長の意見を聞いて指名する。

(会議)

第6条 部会長は、部会を招集し、その議長になる。

- 2 部会長に事故あるときは、部会員のうちから互選された者がその職務を代行する。
- 3 部会は、部会員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
- 4 部会において議決を要する事項は出席部会員の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第7条 部会長が必要と認めるときは、部会員以外の教職員を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(作業グループの設置)

第8条 部会は、必要に応じて作業グループを設置することができる。

(庶務)

第9条 部会の庶務は、事務局教務課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会の議を経て部会長が定める。

付 則

- 1 この規程は、平成24年5月23日から施行する。
- 2 第4条の規定にかかわらず、この規程の施行後最初に任命される部会員の任期は、平成25年3月31日

までとする。

付 則

- 1 この規程は、平成 25 年 5 月 22 日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成 25 年 12 月 18 日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成 26 年 2 月 26 日から施行する。

付 則

- 1 この規程は、平成 30 年 7 月 3 日から施行する。